

申請書類作成上の留意点

1. はじめに

- (1) この申請様式は、福祉輸送に限定したタクシー事業の許可申請書作成の記載例です。
- (2) この申請様式は、設置する営業所は1箇所として作成しております。
- (3) この申請様式例は、北海道運輸局自動車交通部において作成したものです。
- (4) この申請様式による各種申請等は、北海道運輸局管内において行われる場合のみ有効です。
- (5) この申請様式例以外のフォームにより作成された申請書類を拒むものではありません。

2. 申請書の提出先

営業所の所在地を管轄する運輸支局です。〔提出部署：(企画)輸送・監査担当〕

3. 申請書の作成部数 (申請書はA4版縦、横書き、左とじとして作成して下さい)

- (1) 北海道運輸局用・・・1部
- (2) 運輸支局用・・・1部
- (3) 申請者控え・・・1部(写しでも可)

4. 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)経営許可申請書作成要領

(1) 申請者の概要

- ① 申請年月日は、申請を行う当日の日付を記載して下さい。
- ② 申請者等
 - (イ) 住所
法人にあっては登記上の本店所在地、個人にあっては住民登録上の住所、並びに当該所在地等に係る郵便番号を記載して下さい。
 - (ロ) 名称
法人にあっては登記上の会社名、個人にあっては運送事業における通称名を使用する場合は、当該通称名を記載し、併せてフリガナを記載して下さい。
 - (ハ) 代表者名
法人にあっては登記上の代表者氏名、個人にあっては申請者の氏名を記載し、併せてフリガナを記載して下さい。
 - (ニ) 押印
「記名+押印」に代えて、法人にあっては代表者、個人にあっては本人の「署名」により申請することも可能です。
- ③ 連絡担当者等
申請書類に係る連絡等を担当する者の氏名及び所属、並びに連絡先となる電話番号及びファクシミリがある場合はファックス番号を記載して下さい。なお、申請書類の作成を行政書士等に依頼した場合であっても、連絡担当者等は申請者の職員等として下さい。

(2) 事業計画

- ① 営業区域
福祉輸送事業限定においては、運輸支局の管轄区域を単位として設定できます。
- ② 主たる事務所
 - (イ) 名称、位置並びに電話番号を記載して下さい。一般的な事例としては、名称は法人等の名称、位置は法人の本店所在地等と同一としている事例が多いようです。
 - (ロ) 主たる事務所の位置が申請者の住所と同じ場合には、「申請者住所に同じ」欄の□に✓(■でも可)を記載することで省略できます。
- ③ 営業所
 - (イ) 名称、位置、電話番号並びにファクシミリがある場合はファックス番号を記載して下さい。なお、名称については、営業所の数が1ヶ所である場合は「本社営業所」又は「本店営業所」としている事例が多いようです。
 - (ロ) 営業所の位置が主たる事務所の位置と同じ場合には、「主たる事務所に同じ」欄の□に✓(■でも可)を記載することで省略できます。
 - (ハ) 営業所に係る建物等の保有形態について「所有・借入の別」欄の該当する項目の□に✓(■でも可)を記載して下さい。

④ 自動車車庫

- (イ) 位置は、自動車車庫となる土地の登記上の地番、有蓋車庫（建物の車庫）である場合には建物の登記上の家屋番号等により記載して下さい。
- (ロ) 収容能力の欄には車庫の面積を記載して下さい。なお、面積算定上の端数は、小数点第3位を切り捨てして下さい。（小数点第2位まで記載）
- (ハ) 営業所との距離の欄については、自動車車庫が併設である場合には「併設」の□に✓（■でも可）を記載し、その他の場合は下段の□に✓（■でも可）を記載し、併せて自動車車庫と営業所の直線距離を記載して下さい。（2km以内にあり、運行管理等が十分可能であること）
- (ニ) 自動車車庫に係る施設に関し、有蓋車庫にあつては建物、無蓋車庫にあつては土地に係る保有形態について、「所有・借入の別」欄の該当する項目の□に✓（■でも可）を記載して下さい。
- (ホ) 有蓋・無蓋の別の欄については、該当する項目の欄の□に✓（■でも可）を記載して下さい。

⑤ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数

- (イ) 申請に係る福祉輸送限定車両について、「特種車両」「上記以外の車両」の該当する項目の□に✓（■でも可）を記載し、車両数を記載して下さい。
- (ロ) (イ) で記載した車両の明細を記載します。
- i) 「自動車登録番号又は車台番号」
判明している場合のみ記載して下さい。
 - ii) 「車名」
車両のメーカー名を記載して下さい。
 - iii) 「年式」
車両の初度登録年（初度検査年）を記載して下さい。（新車の場合は「新車」と記載可）
 - iv) 「乗車定員」
乗車定員を記載しますが、構造変更する場合、変更後の乗車定員を記載して下さい。
 - v) 「長さ」及び「幅」
車検証や諸元表（カタログ等）により記載して下さい。
 - vi) 「車種区分」
「特定大型（「特大」でも可）」「大型」「中型」「小型」「普通」の別を記載して下さい。

【参考】

- a 車椅子車・・・車椅子固定装置を有する特種用途自動車
 - b 寝台車・・・寝台（ストレッチャー）の固定装置を有する特種用途自動車
 - c 兼用車・・・i 及び ii の機能を兼ね備えた特種用途自動車
- vii) 「自動車の保有形態」
「所有」「購入」「リース」の該当する項目の欄の□に✓（■でも可）を記載して下さい。

⑥ 運送約款

経営許可申請に伴い標準運送約款を適用する場合は、「標準運送約款を適用する。」の欄の□に✓（■でも可）を記載し、独自の運送約款を適用する場合は、「別途、運送約款の設定認可申請をする。」の欄の□に✓（■でも可）を記載のうえ、別途認可申請を行って下さい。

5. 添付書類

添付書類に記載された必要書類一覧に基づき、申請書に添付した書面等に該当する項目の□の欄に✓（■でも可）を記載し、一覧の順に申請書に添付して下さい。

なお、申請書への添付に当たって、賃貸借契約書等、原本を添付できない書類については、当該書類の写しを申請書に添付し、申請書提出時に当該書類の原本を提示して下さい。

また、登記事項証明等複数の原本を取得可能な書類については、運輸局分に原本を添付し、その他には写しを添付して下さい。

(1) 事業用自動車の管理体制を記載した書類

「事業用自動車の管理体制を記載した書類」の記載例により作成して下さい。

① 1. について

運転者について申請時点で確保している人数及び、許可後運輸開始までに確保する予定の人数を記載して下さい。

② 2. (1) について

運行管理責任者及び整備管理責任者の選任計画について、該当する項目の欄の□に✓（■でも可）記載して下さい。

また、運行管理の補助者を選任する計画がある場合についても、該当する項目の欄の□に✓（■でも可）記載して下さい。

- ③ 2. (2) について
指揮命令系統上の該当者の氏名を記載して下さい。
- ④ 3. について
道路運送法第27条第1項に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項に規定する事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年 国土交通省告示第1675号）に適合する勤務時間等を、項目に沿って記載して下さい。
- ⑤ 4. について
- (イ) 点呼実施者及び点呼実施方法
通常点呼及び遠隔地の点呼ごとの実施者及び方法を記載して下さい。遠隔地による実施がない場合は「－」等記載して下さい。
点呼は、乗務しようとする運転者に対して対面により実施します。運転者本人による点呼はできません。（実施したことにはなりません）
- (ロ) 飲酒等の確認方法
点呼時における飲酒確認において使用するアルコール検知器の形状を□に✓（■でも可）にて選択して下さい。
- (ハ) 健康状態の把握方法
運転者の健康状態の把握方法を具体的に記載して下さい。
- (ニ) 日常点検実施者及び日常点検実施場所
日常点検の実施者及び実施場所を記載して下さい。
- (ホ) 車庫が営業所に併設されていない場合、点呼等の実施方法
車庫が営業所に併設以外の場合、点呼の実施方法及び車庫の管理方法等を記載して下さい。
- ⑥ 5. について
セダン型等の一般車両を使用する場合、必ず有資格者の選任計画を記載して下さい
- ⑦ 6. について
事故防止に関する指導教育等の年間における実施予定回数について記載して下さい。
- ⑧ 7. について
事故が発生した場合における連絡体制のフロー図を記載します。一般的な連絡体制のフロー図を掲載しておりますが、これによらない場合は、別途作成して添付して下さい。
また、事故が発生した場合において、その処理にあたる責任者及びその補助者の氏名を記載して下さい。
- ⑨ 8. について
利用者等からの苦情処理にあたる責任者及びその補助者の氏名を記載して下さい。
- ⑩ 9. について
指導主任者の選任予定者及びその補助者の就任予定者の氏名を記載して下さい。
- ⑪ 10. について
申請時点で加入する予定の任意保険（共済）の損害賠償額を記載して下さい。

(2) 事業開始に要する資金の総額を記載した書面

様式1により作成して下さい。なお、所要資金に対する調達資金は、申請日以降、北海道運輸局の担当が指定する法令試験当日まで常時確保していなければならないことに注意願います。

① 各項目の必要資金額を算定するために必要な算定根拠を別途作成し添付して下さい。

(イ) 車両費

i 購入の場合

一括払いで購入するときは所要資金と同額の金額を記載し、割賦で購入するときは、頭金及び2ヶ月分の割賦代金に相当する金額を記載して下さい。

ii リースの場合

2ヶ月分のリース料に相当する金額を記載して下さい。

※ 構造変更を要する場合、その金額も加算します。

(ロ) 土地費

i 購入の場合

一括払いで購入するときは所要資金と同額の金額を記載し、割賦で購入するときは、頭金及び2ヶ月分の割賦代金に相当する金額を記載して下さい。

ii 借入の場合

2ヶ月分の賃料及び敷金等に相当する金額を記載して下さい。

(ハ) 建物費

i 購入の場合

一括払いで購入するときは所要資金と同額の金額を記載し、割賦で購入するときは、頭金及び2ヶ月分の割賦代金に相当する金額を記載して下さい。

ii 借入の場合

2ヶ月分の賃料及び敷金等に相当する金額を記載して下さい。

(ニ) 機械器具及び計器備品

事業開始にあたって必要となる工具や、タクシメーター等の取得価格を記載して下さい。

(ホ) 運転資金

i 運送費

- ・ 人件費 …… 運転者、運行管理責任者、整備管理責任者等運送部門に係る2ヶ月分の人件費に相当する金額を記載して下さい。
- ・ 燃料油脂費 …… 事業用自動車等運送部門における車両に係る燃料費、油脂費等の2ヶ月分に相当する金額を記載して下さい。
- ・ 修繕費 …… 事業用自動車等運送部門における車両に係る修繕等要する費用の2ヶ月分に相当する金額を記載して下さい。
- ・ その他経費 …… 運送部門において必要となるその他の費用の2ヶ月分に相当する金額を記載して下さい。

ii 管理経費

- ・ 人件費 …… 役員報酬、事務員経費等管理部門において必要となる2ヶ月分の人件費に相当する金額を記載して下さい。
- ・ その他経費 …… 管理部門において必要となるその他の費用の2ヶ月分に相当する金額を記載して下さい。

(ヘ) 保険料等

i 自賠責保険料

運送事業において使用する自動車に係る1年分の自賠責保険料に相当する金額を記載して下さい。

ii 任意保険料

運送事業において使用する自動車に係る1年分の任意保険料に相当する金額を記載して下さい。

iii 自動車重量税

運送事業において使用する自動車に係る1年分の自動車重量税額に相当する金額を記載して下さい。

iv 自動車税

運送事業において使用する自動車に係る1年分の自動車税に相当する金額を記載して下さい。

v 自動車取得税

運送事業において使用する自動車の購入にともなう自動車取得税に相当する金額を記載して下さい。

vi 登録免許税

当該申請が許可となった場合に納付を要する登録免許税額です。30,000円となっています。

(ト) その他の創業費

本申請事業の創業に際して、必要となる広告宣伝費等の金額を記載して下さい。

合 計

(イ) ~ (ト) を合計した金額を記載して下さい。当該欄に記載される金額以上の金額を資金として調達する必要があります。

(3) 資金の調達方法

様式2により作成して下さい。

① 法人の場合

イ. 既存法人

i) 現金預金

現金預金により資金を調達する場合には、現金預金のうち運送事業の資金とする金額を記載して下さい。

ii) その他流動資産

既存法人であって、預貯金及び現金以外のその他流動資産により資金を調達する場合には、その他流動資産のうち運送事業の資金とする金額を記載して下さい。

ロ. 設立法人

iii) 出資資本金

新設法人は、出資資本金の金額を記載します。出資者の氏名及び出資者ごとの出資金額を記載して下さい。

② 個人の場合

現金預貯金により資金を調達を確認します。金融機関名と申請日現在の預貯金額を記載して下さい。(申請者個人名義のものに限ります)

注 意

当該合計金額が、事業の開始に要する資金の総額を上回っており、かつ、申請日から当局が指定する法令試験当日までの間、常時事業の開始に要する資金の総額以上の資金が確保されていなければなりませんので注意して下さい。

(4) 営業所、自動車車庫の概要及び付近の状況を記載した書類等

① 施設の案内図、見取図、平面(求積)図、立面図

作成に際しては次の点に留意願います。

(イ) 施設の案内図については、適切な縮尺の地図を使用するとともに、現地に赴くこととなった場合に参考となるものとして下さい。

(ロ) 見取図については、運送事業として使用する施設の配置状況、付近の他の施設との境界の状況及び、施設の出入口における道路の状況が確認できる内容として下さい。

(ハ) 平面図は、営業所、自動車車庫並びに乗務員の休憩等に係る施設について作成し、自動車車庫及び休憩施設の面積を、求積可能な寸法を記載するとともに、他の施設との境界及び区画方法並びに自動車車庫の前面道路の道路幅員を記載して下さい。

なお、前面道路の幅員証明については、添付しなくても問題ありません。

(ニ) 立面図は、建物である自動車車庫(有蓋車庫)の場合のみ作成します。寸法を記載して下さい。

② 施設の使用権限を証する書面

(イ) 営業所及び建物である自動車車庫

建物が所有の場合は、登記事項証明書等所有権を確認できる書面。借入の場合は、賃貸借契約書等使用権限が1年以上有することを確認できる書面の写しを添付して下さい。

(ロ) 土地(更地)である自動車車庫

土地が所有の場合は、登記事項証明書等所有権を確認できる書面。借入の場合は、賃貸借契約書等使用権限が1年以上有することを確認できる書面の写しを添付して下さい。

(5) 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面

様式3により、欄外の注書きに留意のうえ作成し、申請書に添付して下さい。

① 施設の案内図、見取図、平面(求積)図

上記(4)①で作成した図面にて、休憩施設部分の記載もありますので、添付不要です。

② 施設の使用権限を証する書面

上記(4)②とは、別の施設を使用する場合に必要となります。(同一の場合は不要です)

建物が所有の場合は、登記事項証明書等所有権を確認できる書面。借入の場合は、賃貸借契約書等使用権限が1年以上有することを確認できる書面の写しを添付して下さい。

(6) 都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書面

申請者において、申請に係る施設が関係法令に抵触しないものであることを関係機関に事前に確認のうえ、様式4の宣誓書を添付して下さい。なお、宣誓書の押印については、記名+押印に代えて、法人にあっては代表者、個人にあっては申請者本人の署名によることも可能です。

(7) 計画する事業用自動車の使用権限を証する書類

① 自己所有の場合

自動車検査証等の写しを添付して下さい。この場合、自動車検査証の所有者が申請人となっていない場合は、所有者からの譲渡証明書の写しを添付して下さい。

なお、保有する車両の車種及び構造等によっては、事業用自動車として保安基準に適合しないものもありますので、事前に自動車販売店またはメーカー等に確認を行ったうえで計画車両に選定して下さい。

車両を新たに購入する場合は、当該車両の自動車検査証等の写し（新車にあっては諸元表の写し等）及び売買契約書又は契約予定金額及び支払方法が記載された売買仮契約書の写しを添付して下さい。

② リースの場合

リース契約書等の写しを添付して下さい。なお、リース期間については1年以上となっていることが必要です。

(8) 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類等

① 加入を予定している保険等に係る見積書、申込書、契約書等賠償金額等の概要が確認できる書面の写しを申請書に添付して下さい。

② ①による書類の添付が不可能な場合は、様式5による宣誓書を作成し申請書に添付して下さい。なお、宣誓書の押印については、記名+押印に代えて、法人にあっては代表者、個人にあっては申請者本人の署名によることも可能です。

(9) 添付書類一覧の9. ～12. の書類については、申請人が該当する項目の書面を申請書に添付して下さい。この場合、9. ③、10. ②、11. ③、12. ③にかかる履歴書及び、10. ③、11. ②、12. ①に係る書面については、任意の様式により作成のうえ申請書に添付して下さい。

(10) 道路運送法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨等を証する書面

様式6による宣誓書を作成し申請書に添付して下さい。なお、既存法人にあっては、申請時点において登記されている役員等について全員、設立法人にあっては発起人等について全員、個人にあっては申請者本人のものが必要となります。また、宣誓書への押印については、記名+押印に代えて、対象者である本人の署名によることも可能です。

(11) 社会保険等加入義務者が社会保険等に加入することを証する書類等

① 「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届」及び「労働保険／保険関係成立届」の写しを申請書に添付して下さい。

② ①による書類の添付が不可能な場合は、様式7による宣誓書を作成し申請書に添付して下さい。なお、宣誓書の押印については、記名+押印に代えて、法人にあっては代表者、個人にあっては申請者本人の署名によることも可能です。

(12) 申請者が介護サービス事業者の場合には次の書類

訪問介護事業所又は居宅介護事業所に係る指定所等の写し

不明な点については、以下の各運輸支局あてに問い合わせ願います。

支 局 名	担 当 課	住 所	電話番号
札幌運輸支局	輸送・監査担当	札幌市東区北28条東1丁目1番1号	(011)731-7167
函館運輸支局	輸送・監査担当	函館市西桔梗町555番24	(0138)49-8863
旭川運輸支局	輸送・監査担当	旭川市春光町10番地1	(0166)51-5272
室蘭運輸支局	輸送・監査担当	室蘭市日の出町3丁目4番9号	(0143)44-3012
釧路運輸支局	輸送・監査担当	釧路市鳥取大通6丁目2番13号	(0154)51-2521
帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	帯広市西19条北1丁目8番4号	(0155)33-3286
北見運輸支局	企画輸送・監査担当	北見市東三輪3丁目23番地2	(0157)24-7631

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)経営許可申請書

北海道運輸局長 殿		申請年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
申請者等	住所	〒 060 - 0042 札幌市中央区大通西10丁目		フリガナ	ウシユ ジロウ
	フリガナ	●●フクシコウツウ		氏名	運輸 次郎
	名称	●●福祉交通 株式会社		所属	総務部
	フリガナ	ウシユ タロウ		TEL	011-000-1111
	代表者名	運輸 太郎		FAX	011-000-2222

事業計画								
事業の種類	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)							
営業区域	札幌運輸支局管内							
主たる事務所	名称	●●福祉交通 株式会社	TEL	011-000-1111				
	位置	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所 に同じ						
営業所	名称	本社営業所	TEL	011-000-3333	所有の別 借入			
	位置	<input type="checkbox"/> 主たる事務所に 同じ	FAX	011-000-4444	<input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借入			
自動車 車庫	位置	札幌市東区北28条東1丁目1番1号		収容能力	32.00 m ²			
				営業所との距離	<input checked="" type="checkbox"/> 併設 <input type="checkbox"/> m			
営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数	福祉輸送限定車両 ※該当する項目にチェックを入れ、車両数を記入願います。							
	特種車両(8ナンバー)							
	<input checked="" type="checkbox"/> 特種車両 <input type="checkbox"/> 軽特種車両	<input type="checkbox"/> 大型車 <input type="checkbox"/> 中型車	<input type="checkbox"/> 小型車 <input checked="" type="checkbox"/> 普通車	<input checked="" type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 兼用 <input type="checkbox"/> 寝台	1 両			
	上記以外の車両(3ナンバー、5ナンバー)							
<input type="checkbox"/> 一般車両 <input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> 特定大型車 <input type="checkbox"/> 大型車	<input type="checkbox"/> 中型車 <input type="checkbox"/> 小型車	<input type="checkbox"/> 普通車	<input type="checkbox"/> 回転シート等装備あり <input type="checkbox"/> 回転シート等装備なし	両			
【車両の明細】								
自動車登録番号 又は車台番号	車名	年式	乗車定員	長さ	幅	車種区分	自動車の保有形態	備考
〇〇		H27	6	4,695	1,695	普通	<input type="checkbox"/> 所有 <input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース	
							<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース	
							<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース	
運送約款	<input checked="" type="checkbox"/> 標準運送約款を適用する。 <input type="checkbox"/> 別途、運送約款の設定認可申請をする。							

(官庁使用欄)

整理No.()

支局 受付印	本局 受付印

添 付 書 類

1. 事業用自動車の運行管理体制を記載した書面等	<input type="checkbox"/>
2. 事業の開始に要する資金の総額を記載した書面（様式1）	<input type="checkbox"/>
3. 資金の調達方法を記載した書面（様式2）	<input type="checkbox"/>
4. 営業所、自動車庫の概要及び付近の状況を記載した書類等	
① 施設の案内図、見取図、平面（求積）図	<input type="checkbox"/>
② 施設の使用権原を証する書面	
自己保有・・・不動産登記簿謄本、不動産登記事項証明、建築確認通知書等	<input type="checkbox"/>
借 入・・・賃貸借契約書、使用承諾書等の写し（※契約期間1年以上）	<input type="checkbox"/>
5. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面（様式3）	<input type="checkbox"/>
① 施設の案内図、見取図、平面（求積）図については、4. ①と同じものです。（添付不要）	<input type="checkbox"/>
② 施設の使用権原を証する書面（4の施設と別の施設を使用する場合に添付）	
自己保有・・・不動産登記簿謄本、不動産登記事項証明、建築確認通知書等	<input type="checkbox"/>
借 入・・・賃貸借契約書、使用承諾書等の写し（※契約期間1年以上）	<input type="checkbox"/>
6. 都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書面〔宣誓書（様式4）〕	<input type="checkbox"/>
7. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書類	
自己保有・・・自動車検査証、譲渡証明書、売買仮契約書等の写し	<input type="checkbox"/>
リ ー ス・・・リース契約書の写し（※リース期間1年以上）	<input type="checkbox"/>
※ 現に登録されている自動車の場合は自動車検査証（写）、一時抹消登録済自動車の場合は、一時抹消登録証明書（写）又は登録識別情報等通知書（写）等、それ以外の自動車の場合は当該自動車の諸元表を添付して下さい。	
8. 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類等〔見積書、宣誓書（様式5）〕	<input type="checkbox"/>
9. 既存の法人にあつては、次に掲げる書類	
① 定款又は寄付行為及び登記事項証明	<input type="checkbox"/>
② 最近の事業年度における貸借対照表	<input type="checkbox"/>
③ 役員又は社員の名簿及び履歴書	<input type="checkbox"/>
10. 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類	
① 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄付行為の謄本	<input type="checkbox"/>
② 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書	<input type="checkbox"/>
③ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類	<input type="checkbox"/>
11. 法人格なき組合にあつては、次に掲げる書類	
① 組合契約書の写し	<input type="checkbox"/>
② 組合員の資産目録	<input type="checkbox"/>
③ 組合員の履歴書	<input type="checkbox"/>
12. 個人にあつては、次に掲げる書類	
① 資産目録	<input type="checkbox"/>
② 戸籍抄本	<input type="checkbox"/>
③ 履歴書	<input type="checkbox"/>
13. 道路運送法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨等を証する書面〔宣誓書（様式6）〕	<input type="checkbox"/>
14. 社会保険等加入義務者が社会保険等に参加することを証する書類等	
「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」及び「労働保険／保険関係成立届（写）」	<input type="checkbox"/>
加入に係る書面〔宣誓書（様式7）〕	<input type="checkbox"/>
15. 申請者が介護サービス事業者の場合には次に掲げる書類	
訪問介護事業所又は居宅介護事業所に係る指定書等の写し	<input type="checkbox"/>

【作成にあたっての留意点】

1. 申請書に添付書類を綴じる際には、この目次の順番に従って下さい。
2. 目次の9～12については該当する項目の書類を添付して下さい。
3. 申請書の提出に際しては、添付した書類を確認のうえ、□欄に✓印を入れて下さい。

1. 事業用自動車の管理体制を記載した書類

1. 事業計画を遂行するに足りる運転者を確保する計画 確保済人員 2 名
確保予定人員 名

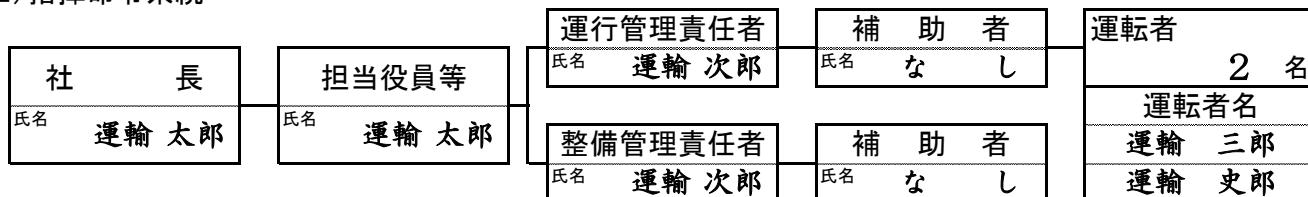
2. 適切な運行管理責任者及び整備管理責任者の選任計画並びに指揮命令系統

(1) 運行管理責任者及び整備管理責任者の選任計画

① 運行管理責任者 確保済 ② 整備管理責任者 確保済
 確保予定 確保予定

③ 運行管理の補助者 選任予定有り → 確保済
 選任予定無し 確保予定

(2) 指揮命令系統



3. 平成13年国土交通省告示第1675号に適合する勤務割及び乗務割の計画

日勤勤務者の1日の拘束時間	9 時間	日勤勤務者の1日の休息期間	15 時間
隔日勤務者の2暦日の拘束時間	— 時間	隔日勤務者の休息期間	— 時間
1 月 の 日勤勤務者 拘束時間	189 時間	1ヶ月あたりの休日回数	10 回
隔日勤務者	— 時間		

4. 点呼等が確実に実施できる体制

点呼実施者	通常点呼	遠隔地の点呼	点呼実施方法	通常点呼	遠隔地の点呼
	運輸 次郎	—		対面点呼	—
飲酒等の 確認方法	アルコール検知器(アルコールチェッカー) <input type="checkbox"/> 固定型 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯型		健康状態の 把握方法	対面点呼時に問診にて確認	
日常点検 実施者	運転者		日常点検 実施場所	車庫地	
車庫が営業所に併設されていない場合、点呼等の実施方法			併設		

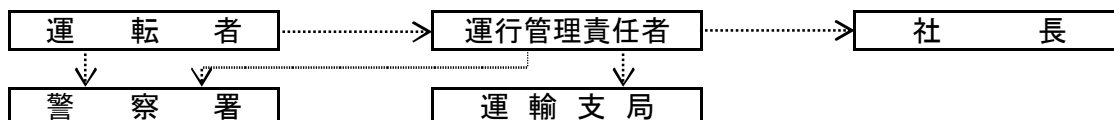
5. 有資格者の選任計画(セダン型等の一般車両を使用する場合)

① 介護福祉士、訪問介護員、居宅介護従事者 有資格者 名・資格取得予定者 名
 ② ケア輸送サービス従事者研修(全国ハイヤー・タクシー連合会等実施) 修了者 名・受講予定者 名

6. 事故防止に対する指導教育

事故防止に関する指導教育等の実施予定 年間 12 回 実施予定

7. 事故発生時の連絡体制



事故処理責任者氏名: 運輸 太郎 事故処理補助者氏名: 運輸 次郎

8. 苦情処理体制

苦情処理責任者氏名: 運輸 太郎 苦情処理補助者氏名: 運輸 次郎

9. 指導監督体制

指導主任者氏名: 運輸 太郎 補助者氏名: 運輸 次郎

10. 損害賠償能力

対人 無制限 万円、対物 無制限 万円の任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画がある。

2. 事業の開始に要する資金の総額

項 目		必 要 額	記 入 要 領
(イ)	車 両 費		一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料 リースの場合は2ヶ月分のリース料
(ロ)	土 地 費		一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料
(ハ)	建 物 費		一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料
(ニ)	機械器具及び什器備品		工具やタクシメーター等が必要な場合 取得価格（未払金含む）
(ホ)	運 送 費	人 件 費	(2ヶ月分)
		燃 料 油 脂 費	(2ヶ月分)
		修 繕 費	(2ヶ月分)
		そ の 他 経 費	(2ヶ月分)
	管 理 経 費	人 件 費	(2ヶ月分)
		そ の 他 経 費	(2ヶ月分)
	小 計		
(ヘ)	保 險 料 等	自 賠 責 保 險 料	(1年分)
		任 意 保 險 料	(1年分)
		自 動 車 重 量 税	(1年分)
		自 動 車 税	(1年分)
		自 動 車 取 得 税	(全 額)
		登 録 免 許 税	30,000 (全 額)
		小 計	
(ト)	そ の 他 創 業 費		広告宣伝費、看板代等（全額）
合 計			

3. 資金の調達方法

① 法人の場合

イ. 既存法人

項 目	申請事業充当額
現金預金	5,000,000
その他流動資産	
調達資金合計（自己資金）	5,000,000

ロ. 設立法人

出 資 者 名	出 資 金 額
出 資 金 額 合 計	

② 個人の場合

金 融 機 関 名	申請日現在預貯金額
合 計	

5. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要書

位 置	種 別	面 積 (㎡)	所有の別 借入
札幌市東区北28条東1丁目1番1号	<input checked="" type="checkbox"/> 休憩 <input type="checkbox"/> 睡眠	9.72	<input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借入
	<input type="checkbox"/> 休憩 <input type="checkbox"/> 睡眠		<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借入

※1 種別欄には、休憩、仮眠又は睡眠室の別を「✓」チェック(■でも可)。

※2 面積算定上の端数は、小数点第3位を切り捨てして下さい(小数点第2位まで記載)。

※3 所有/借入欄には、所有又は借入の別を「✓」チェック(■でも可)。

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所及び自動車車庫並びに、休憩・仮眠施設等については、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 札幌市中央区大通西10丁目

名 称 ●●福祉交通 株式会社

代表者名 運輸 太郎

印

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2の規定に基づく平成17年国土交通省告示第503号に定める基準に適合する任意保険又は共済に、計画車両全て加入いたします。

上記に相違ないことを宣誓いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 札幌市中央区大通西10丁目

名 称 ●●福祉交通 株式会社

代表者名 運輸 太郎

⑩

役員名簿

役 職	氏 名	常勤・非常勤の別
代表取締役	運輸 太郎	常 勤 非常勤
取締役	運輸 次郎	常 勤 非常勤
取締役	運輸 三郎	常 勤 非常勤
取締役	運輸 史郎	常 勤 非常勤
監査役	運輸 花子	常 勤 非常勤
		常 勤 ・ 非常勤
		常 勤 ・ 非常勤

※ 履歴書については、任意の様式にて役員全員分作成してください。(監査役含む)

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 道路運送法第7条各号のいずれにも該当いたしません。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付北海道運輸局公示第54号）記1（10）③の各規定のいずれにも該当しております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実と反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 札幌市西区西野〇条〇丁目1番23号

氏 名 運輸 太郎 ㊞

※ この宣誓書は役員全員分作成します。（監査役含む）

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）（以下「社会保険等」という。）に基づき社会保険等へ加入義務のある者については、適切に社会保険等へ加入いたします（しております）。

上記に相違ないことを宣誓いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 札幌市中央区大通西 10 丁目
名 称 ●●福祉交通 株式会社
代表者名 運輸 太郎

⑩